

# 水戸市からのお知らせ

## 「採用力向上セミナー（中途採用編）」を開催します。

中途採用で「募集者がいない」「定着しない」とお困りの企業様、これから中途採用を始めようと思っている企業様必見！中途採用の市場から、採用後の定着・離職防止策をお伝えします。自社の魅力を再確認し、求職者に効果的な採用手法を学ぶセミナーです。

**期 日** 平成31年 1月25日(金) 13時～17時（12時30分受付開始）

**実施場所** 水戸市役所新庁舎 4階 中会議室(水戸市中央1-4-1)

**対 象** 水戸市内に本社または事業所を有する企業の採用担当者等

**定 員** 30名（1社あたり2名まで）

**料 金** 無料

**申し込み方法** 【申込フォーム】 <https://goo.gl/forms/6U2NYAQeaSs1JsVC3>

【メール】 [jimukyoku@koyou-jinzai.org](mailto:jimukyoku@koyou-jinzai.org) 件名を「1/25採用力向上セミナーについて」とし、本文に企業名、参加者氏名、所属、役職、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載し送信して下さい。

【FAX】 029-300-1739 チラシの裏面下部に必要事項を御記入の上、送信して下さい。

**お問合せ先** NPO法人雇用人材協会 TEL 029-300-1738

または、水戸市商工課 担当：石川 TEL 029-232-9185

先着順

## 事業を営んでいる方は固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。

法人や個人で事業を営んでいる方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を償却資産の所在する市町村等へ申告することになっています。

水戸市では、12月中旬に事業者の皆様へ平成31年度の申告書をお送りいたしますので、期限までに申告されますようお願いいたします。なお、水戸市ホームページ(<http://www.city.mito.lg.jp/>)からダウンロードが可能です。

申告期限 平成31年 1月31日(木)

申告先 水戸市役所資産税課 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号(平成31年1月から)

償却資産の具体例

共通	看板、事務机、椅子、パソコン、コピー機、エアコン、舗装路面、太陽光発電設備など	クリーニング業	洗濯機、ドライ機、脱水機、プレス機など
飲食店業	厨房機器、接客用家具、カラオケ機器、冷蔵庫など	建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車など
理・美容業	テナント施工の内装費、理・美容椅子、消毒殺菌器、パーマ器など	工場	受変電設備、旋盤、フライス盤、圧縮機など
小売業	陳列棚、冷蔵ストッカー、自動販売機など	不動産貸付業	駐車場設備、アパートの屋外電気・給排水・ガス設備・外構、自転車置場など

問い合わせ 水戸市役所資産税課 償却資産係 電話 029-224-1111(代表)